

事業再生実務家協会 事業再生 ADR の利用について

事業再生実務家協会は、昨年 10 月 29 日に法務大臣より ADR（裁判外紛争解決手続）の認証（第 21 号）を受け、11 月 26 日には経済産業大臣より、産業活力再生特別措置法に基づく特定認証 ADR（事業再生に係る裁判外紛争解決手続）の認定（第一号）を受け、我が国初の事業再生 ADR を実施することとなりました。

本手続を利用するためには入念な事前準備が必要となります。
説明に従って、ご準備下さいますようお願いいたします。

1. 手続利用の目的

本手続の利用目的は、事業価値の著しい毀損によって再建に支障が生じないように会社更生法や民事再生法などの法的手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務（主として金融債務）について、猶予・減免等を行うことにより、経営困難な状況にある企業を再建することにあります。

2. 手続利用の対象企業

本手続は、個人事業者および経営が窮境に瀕し相談に来る企業を対象にはしておりません。あくまでも、複数の金融債権者が関与し、私的整理をすることが債権者・債務者双方に経済合理性が認められること、そして、何よりも債務者が自助努力により再建を進める意欲がある債務者企業が対象です。

また、本手続を利用する債務者は、当会「特定認証 ADR に基づく事業再生手続規則」第 22 条により、以下の号の全ての要件を満たすことが必須です。（経済産業省告示第 29 号第 2 条第 2 項）

- ① 過剰債務を主因として経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること。
- ② 技術、ブランド、商圏、人材等の事業基盤を有し、事業に収益性や将来性があるなど事業価値があり、重要な事業部門で営業利益を計上しているなど、債権者からの支援によって事業再生の可能性があること。
- ③ 会社更生、民事再生などの法的整理手続の申立てにより信用力が低下し、事業価値が著しく毀損されるなど、事業再生に支障が生じるおそれのあること。
- ④ 本手続による事業再生によって、債権者が破産手続によるよりも多い回収を見込める可能性があること。
- ⑤ 後に述べる手続実施者選任予定者の意見及び助言に基づき、法令適合性、公正・妥当性及び経済的合理性があると認められる事業再生計画案の概要を策定する可能性があること。

3. 利用申請

利用予定の債務者は、以下の手順で、利用申請を行っていきます。

(1) 事前相談

事務局にお問合せ後お越しいただき、説明を行った上で必要に応じて関係資料と申請書をお渡しします。この時、当事者でない場合は債務者企業の関係者であることを確認させていただくこともありますので公的機関が発行する証明書、委任証明書など、関係を証明できる証憑をお持ち下さい。

(2) 利用申請

本手続の利用を希望する債務者は、所定の「手続利用申請書」と以下の書類を提出していただくとともに審査料（一律 50 万円・税別）を振り込んでいただきます。

- ① （代理人が申請する場合）委任状
- ② 直近 3 事業年度分の法人税確定申告書（決算書・勘定明細を含む）
- ③ （子会社・関連会社がある場合）子会社・関連会社の直近事業年度の法人税確定申告書
- ④ 借入金明細票
- ⑤ 固定資産の明細（直近事業年度分）
- ⑥ 担保一覧表
- ⑦ 定款
- ⑧ 商業登記簿謄本
- ⑨ 会社案内
- ⑩ （代表者が保証債務を負担している場合）代表者当個人の直近の確定申告書

(3) 審査

事務局は債務者の利用申請書の受理後直ちに手続実施者候補者のコンフリクトチェックを行い、手続実施者選定委員長に提出し、

委員長は審査会を組成します。

審査会では、申請債務者が申込者としての要件を満たすか、また当該案件が、本手続の利用に適するか否かについて審査を行います。

審査の結果、各要件を満たすと判断した場合には、この申請を仮に受理し、これを申請債務者に通知します。仮受理の通知書を受け取った債務者企業はただちに当会「手数料・報酬規程」に基づいた「業務委託金」を支払っていただきます。

(4) 手続実施者選任予定者による個別相談

手続申請の仮受理後、手続実施者選任予定者による個別相談、事業・財務・法務のデューデリジェンス、事業再生計画案等の概要の策定に関する助言を行います。

(5) 手続正式申請

事業再生計画案の概要の策定後、債務者企業は、所定の「特定認証 ADR 手続正式申込書」及び以下の書類を提出の上、当会「手数料・報酬規程」に基づく「業務委託金」を支払っていただきます。

- ① 事業再生計画案の概要
- ② 手続実施者先帝予定者による調査報告書
- ③ 委任状
- ④ 直近 3 事業年度分の法人税確定申告書（決算書・勘定明細を含む）
- ⑤ （子会社・関連会社がある場合）子会社・関連会社の直近事業年度の法人税
- ⑥ 確定申告書
- ⑦ 借入金明細票
- ⑧ 固定資産の明細（直近事業年度分）
- ⑨ 担保一覧表
- ⑩ 定款
- ⑪ 商業登記簿謄本
- ⑫ 会社案内
- ⑬ （代表者が保証債務を負担している場合）代表者当個人の直近の確定申告書

(6) 正式申請受理

債務者からの本手続の申込を受け、ただちに事業再生計画案の概要が以下のように当会「特定認証 ADR に基づく事業再生手続規則」第 21 条各号の要件を満たしたものであることが確認できたとき、正式申請を受理し、通知を行います。

- ① 債権額の回収の見込みが破産手続による債権額の回収の見込みよりも多いことなど、債権者にとっても経済的合理性が期待できること。
- ② 過剰設備や遊休資産の処分又は不採算部門の整理・撤退など、申請債務者の自助努力を伴うものであること。
- ③ 実行可能性があること。
- ④ 債権者全員の合意を得られる見込みがあること。

ただし、申請債務者企業が上記の要件を満たした事業再生計画案の概要が策定できないことが明らかとなった場合には、当協会は手続実施者選任予定者の意見を聞いた上で、本手続きの利用の申請を却下することができます。

以上が、手続を開始するまでに債務者企業及び代理人に行っていただくこととなります。デューデリジェンス、事業再生計画案の作成は、あくまでも債務者企業が主体となって行っていただくことが原則です。

《事業再生 ADR についてのお問合せ》

事業再生実務家協会 事業再生ADR本部
東京都港区虎ノ門 5-11-12 虎ノ門 ACT ビル 4 階
TEL : 03-6402-3870 FAX : 03-6402-5671
ADR 専用 E-MAIL : adr@turnaround.jp